

第八回研究員会議  
部門別会議の報告

啓発・運動部門

啓発・運動部門において、今年には部会のこの一年間の成果を報告するというところで部門の運営を行なった。全ての部会からの報告ということは時間的にできないので、宗教会・啓発部会・婦人部会から各々報告してもらった。

先ず、宗教会では「業論」を中心にしての一年間行なってきた、明らかに変わったことを報告していただいた。報告者は部会幹事の松根氏。先ず「因果和讃」という、宗

教の教えをわかりやすく啓蒙するための唱えものがあり、これは各教団により名称は様々であるが、共通して「現在の世間の有様は皆是れ過去の報いである」との教えを広めている。その中に極めて差別的な内容が含まれており、掘り下げていくと、教典の中の「善悪因果教」が原典になっていることがわかってきた。前世の報いという考え方はかなり古くから広まっており(一千年以上も前から)、この考え方の発生は、

部落解放研究所おしらせ

①釈迦が教えを説いた時期、②それが教典としてまとめられ日本に伝えられた時期、③その教典に基づいて、日本的に解釈をして布教した時期、の三つの時期が考えられる。釈迦が教えを説いた時と日本に伝えられた時とは約一千年の歳月があり、その間にヒンズー教の影響を受け、日本に伝わった時に既にこのような考え方が含まれていたのではないかとということが指摘されている。従って、仏教の教えとしている教義そのものの中にこういう問題点が内在しているのではないか。もう一つは、それを布教する際に、日本の民間信仰としてあった、例えば「淨穢」思想と結合して広められたのではないか。それから、見直す場

合、今日の人權の水準に照らして見直しするということ、再度釈迦の教え、原典に戻ってやる必要があるのではないか。解釈の問題として逃げるのではなく、教義・教典にさかのぼって見直すことの必要性が特に指摘された。

この因果和讃の扱いについては、単に禁止・一部削除するということだけではなく、そうすることの必要性をきっちり啓発することが必要である。そうすれば教材にもなり、またそのような批判を通じて人權思想を広めていく和讃というものを創っていくことも大事ではないかということが指摘された。

続いて、啓発部会の事務局から、最近の意識調査の結果ということで、堺市の意識調査について報告があった。一つは啓発要因の変化―学校で同和教育を受けたという人の比重が特に若い人達において高くなってきていること。研修会に参加した人は約四分の一いるが、その中で特に多いのが学校やPTA主催の研修会と職場研修で、職場で研修を受けた人が二位に上がってきた。どういう人が職場で受けているかとい

うと、公務員・比較的規模の大きい企業・管理職という人が研修を受け始めている。

二つめに、身元調査の問題について、条例ができたこともあるので、部落差別調査というものがどの程度行なわれているのかを調べたいということで調査した。未婚者を対象とし、結婚する際に部落出身か否かを調べることにどう思うかという質問に対し、「必要」が五四・六％あり、「調べるべきでない」は三六・二％であった。更に既婚者に対し、子どもの結婚相手についてどう思うかと調べたところ、「調査が必要」は六〇・九％あり、「調べるべきでない」は二四・六％であり四分の一であった。

三つめは、部落問題の認識という問題と、同時に部落差別をなくしていくための積極的な態度や行動というものがどの程度取られているのか調べてみたところ、特に態度や行動の面でかなり問題が大きいということがわかってきた。一つは、未婚の人に対して結婚相手が部落出身者の場合どうするかという質問について、「結婚する」は三九・五％であった。もし親や家族や親

戚が反対したらどうするかという質問を見ると、同じ人が二九・〇％に減った。反対があった場合は一〇・五％も減っている。若い人達がまたこういう現状にあることがわかってきた。

また頻繁に起こっている差別落書事件について、このような落書きを発見した場合どうするかという質問をしたところ、「特に何もしない」人が五八・三％あった。「施設の管理者や市役所に連絡する」二二・〇％であった。同和教育を九割が受けている一六～一九歳でも「特に何もしない」が六〇・〇％あった。二〇歳代でも七〇・二％あった。

更に、実際に差別的な言動をどの程度見聞きしているかについては、「直接見聞きしたことがある」人は四二・八％（これは差別と見抜いている場合であって、実際はもっと大きい数値となる）年齢別では一六～一九歳でも四〇・〇％、二〇歳代で四六・五％ということで四割から五割の人が直接的な言動を見聞きしている。問題はその時どのような対応をしたかということだが、「誤りを指摘し反省を求めた」

のはわずか一一・九％であり、一六～一九歳・一三・三％、二〇歳代・一一・九％（ほとんどが差別と気付いたが指摘できなかった、あるいはその時は差別と気付かなかったという様に答えているのである。従って、差別事件として表面化しているのは本当に氷山の一角であることがわかるし、部落問題の学習と差別をなくしていく為の実践というものを今後強める必要がある。

それから啓発と法規制との関係について、アメリカの社会心理学者オルポートは「立法の偏見に及ぼす効果」というところで「今日ですらこれと同じ見解をよく耳にする。偏見を立法でどうすることもできない」とこれに対しオルポートは「立法は偏見を統制することが眼目なのではなく、偏見が大手をふって出ることを統制しようというのである。だが出方が変化するときには考え方も結局は変化するものである。また法律というものが一度できあがると今度は立法が教育することになる。大衆は前もって改宗者とはならない。むしろ既成事実すなわち立法ができるというこの既成事実によって改宗する」と指摘している。

今日法規制している国に於いてもかつて論争があり、社会心理学者からも啓発と法規制とを対立させる考え方に對して反論がされていたことがわかってきた。

婦人部会は、事務局より雇用均等法の問題について報告していただいた。均等法は動労婦人福祉法の改正と労基法の改悪からなっており、改正点については先ず募集から退職に至る全ステージを対象にしたこと。これは高く評価できるが、規制の内容をみたとき、「努力義務」もしくは「罰則なしの規制」になっており「一般的な禁止」となっている。しかしながら「一般的な禁止」で、従わない場合「行政指導」と「調停」というやり方がとられている。企業内の自主的解決→都道府県による行政指導→雇用機会均等委員会の調停というシステムがとられており、規制の方法の中では最も緩やかな規制になっている。評価としては、女子差別撤廃条約の「女性差別を制裁を課して規制する」という精神から大きく後退しており、「保護と平等」を対立させ「労基法」改悪をもち込んでいることが指摘された。

討論の中で、一つは待遇を男女同じようにすることで男性職員から逆差別という反応が出てくるのが予想され、啓発を積極的に行なう必要性があるとの指摘があった。部落問題の「逆差別論」の理解と重なり、部落問題の学習が女性差別の問題の正しい理解につながっていることがわかる。更に、市の教育委員会に勤務している人から学校教員の場合、男女間に基本的な賃金の差別はないが、行政に入って女性には庶務的な仕事しか与えられていないことから、厳しい差別を実感したとの報告がされた。その際その様な仕事が多いのは、女性の場合に中途でやめる人が多いからであるという意見もありましたが、やめるのも差別の結果ではないだろうか、やめざるを得ない様な差別があるのではないかということ。差別の把え方により一層の掘り下げができた。更に、均等法によって企業内における人事慣行の見直し作業が始まっていることも報告された。

教訓として言えることは、たとえ不十分であっても法規制がなされたことにより女性差別の認識が変わってきているということ

と、もう一つは、部落問題の取り組みが  
って女性差別の問題を理解し易い土壌を作  
っているのではないかとということである。  
以上が啓発・運動部門の会議の状況であ

## 人権・行政部門

(文責・加藤 敏明)

る。来年は、他の部会からの報告を目ざし  
て一年間研究活動を強化してゆきたいと考  
えている。

参加者三二名。討議は、①福岡市の大蔵  
住宅差別事件に対する損害賠償請求ならび  
に差別ビラの印刷・配付の差し止め仮処分  
請求裁判及び新潟県神林村の同和事業の不  
執行に対する裁判についての中山武敏・弁  
護士の報告、②同和行政の民主的行政にお  
ける位置づけに関する友永健三・研究所事  
務局長の報告、③各部会の活動報告と方  
針、の三点にわたって進められた。

大蔵住宅差別事件とは、福岡市郊外にあ  
る(株)大蔵住宅の立売り住宅を購入した中村  
章が、そこが同和地区であることをしり、  
大蔵住宅さらには関係行政へ抗議したが受  
入れられなかった事に対し「ショックを受

けた」この事実を知っていたら私は絶対に  
買わなかった」当然、相手方にこの事を告  
知するか、又、別の配慮をすべき」であり大  
蔵住宅がそれをしなかったと非難し「ポロ  
儲けのカラクリ」とし、さらに「私には日  
本人社会にあつてこの被差別部落に住みつ  
く勇氣はまだない」といった内容の差別ビ  
ラを福岡市内で配付した事件である。

このビラは一九八三年六月〜一九八五年  
一〇月の二年余の間に四九回にわたり配付  
され、回収されただけで七七六一枚で推定  
五万枚以上が配付されたと思われる。しか  
も、福岡市や東京都、法務局など関係行政  
によるたび重なる説得を無視して行なわれ

法以降、地区指定をとり下げており、その  
事を理由に要求された同和事業も実施しな  
い姿勢を示した。これに対し、訴訟がなさ  
れたものである。しかし、他方、村議会では  
「地区指定は差別地区指定である」とい  
う請願が採択されるなど「ねた子を起す  
すな」の考えが根強く、関係者の支援が中  
山武敏・弁護士より訴えられた。

続いて、友永健三・研究所事務局長より  
問題提起がなされた。現在、国民融合論の  
立場より同和行政論として、「同和行政は  
①一般平均との格差を是正することであ  
り、②一般行政の補充行政であり、過渡的  
行政であること、③事業の遅れている所を  
除いて、基本的に同和行政の使命は完了さ  
れつつあり、④いつまでも同和行政に依存  
するのではなく、部落住民の「自立と融  
合が大きな課題となっている」といった考  
え方がしきりにいわれているが、これは①  
行革＝福祉打ち切り、行政サービスの低下に  
手を貸すものであること、②考え方として  
は、新しい融和行政(主義)であり、明確  
に批判しなければならないが、同時に③我  
々としても、行革の中で民主行政水準が後

退させられ、同和行政にも影響が現われて  
きている今日、改めて民主行政の原則を明  
らかにすると共に同和行政がそれをどう具  
体化してきているのか、そして同和行政が  
民主行政の中でどのような位置を占めてい  
るのか、を明らかにしていく必要が訴えら  
れた。

その際の視点として、①同和対策の歴史  
性をふまえること、一般施策の欠陥から特  
別措置の必要性が生じたこと、オール・ロ  
マンス事件に象徴される差別行政、部落  
の低位性等、②格差是正論の内容につい  
て、一般平均自体具体的にどのようなものな  
のかという点、大阪府同対審答申のように  
部落の経済の脆弱性をふまえて「可能な限  
り高水準」の施策を行ないそれを「普遍化」  
させていくという考え方もふまえること  
と、③同和行政も一般行政も共にめざすべ  
き行政水準の内容・根拠を明らかにしてい  
く必要性があり、憲法や同対審答申の指摘  
する国際的水準が大きな手がかりではない  
か、④同和行政へ依存している」という  
考え方は、社会保障に依存して勤労意欲が  
後退し活力がなくなっているという「英国

たもので、現行法・制度の悪質な差別に対  
する無力さをも明らかにする事件であつ  
た。

これに対し、地元の部落解放同盟員より  
一九八五年二月二六日、福岡地裁へ訴訟  
がなされた。

しかし、この裁判では、①損害賠償請求の  
場合、具体的な被害が特定されなければな  
らないが、差別ビラの中では特定の部落の  
地名や人名は出されておらず、請求する法  
的利益を原告がもつかどうか、②差別ビラ  
の印刷、配付の差し止め仮処分請求は、憲  
法に保障された「表現の自由」との関係で  
どう判断されるか、が大きな争点であり、  
部落差別の現実を含めて司法の判断が注目  
されること、さらには、部落解放運動にと  
つても、司法に対するはじめての問題提起  
と聞いてあり大きな意義をもつ訴訟である  
ことが訴えられた。

新潟県神林村への訴訟は、一〇八世帯の  
部落である湯ノ沢地区に部落解放同盟の支  
部ができ、一九八三年に同和事業の要求を  
行なったが、神林村では一九六七年まで地  
区指定をしていたのに、一九六九年の特措  
と、の四点が指摘された。

最後に、各部会の事務局より昨年一年間  
の活動状況と今年の活動方針について報告  
がなされた。

若干の論議が各報告について行なわれた  
が、人権・行政部門として今年一年「部落  
解放基本法制定にむけて」と「同和行政の  
民主行政における位置を明らかにすること」  
の二点を重点として研究・学習を強め  
ていくことが確認された。

(文責・中村 清二)

## 教育・地域部門

教育・地域部門会議は、八五年度被差別部落生徒学力総合実態調査に関する二つの報告を受け、それにもとづく討論を行なった。この学力総合実態調査については、すでに昨年七月の第七回研究者集會でも報告され、集計結果の分析が各方面で期待されているものであり、部落出身生徒の「低学力」の構造的要因の解明、特に学習理解度と生活との関連を探ろうとするものである。第一の報告として大阪教育大の森実氏より「小・中学生の学習と生活の調査結果（第二次集計）」が報告された。森氏は先に提出された『学力総合実態調査・中間報告』（八五年十一月）以後のクロス集計結果にもとづき、今回の調査対象の小学五年・中学二年生の学習理解度と生活の関連性について、家庭生活スコア別（五分位）にみた学習理解度の状況を主として紹介し

た。この家庭生活スコアは今回の生活調査項目の中で学習との関連が高いと思われる項目をスコア（得点）化し、その合計点を五段階に区別し、生活のしんどさを表わすようにしたものである。地区外生徒に比べ、地区生徒に生活のしんどさをかかえるものが多く、その生活のしんどさが学習理解度に大きく反映していることが実証的に裏づけられている。それは小学生よりも中学生の方が強くあらわれており、小学生では生活のしんどさをはねのけて学習面がえんばる地区生徒の姿もうきほりになっている。総じて、低学年年齢時の学習や生活面の小さな格差が、年齢が上るにつれて拡大し、高校一年ではもはやとり返しがつかない状況にまで到っている。調査結果からみれば、同推校の実践は、地区生徒の生活のしんどさに十分迫り切れず、なお多

くの課題が提起されているとした。

続いて大阪府科教センターの梅田昌彦氏から「高校生の学習と生活の調査結果（第一次集計）」が報告された。高校一年生を対象とした今回の調査では、調査対象五校の集計では地区生徒と地区外生徒の差はあまりみられず、中学の輪切り指導の結果として高校間格差が固定化されており、学習面だけでなく生活面でも似たような生徒が通学している状況が明らかとなった。その上で第二次分析では学習理解度を三段階に区分し、上位と下位を対比する中で生活との関連を分析し、高校生の悩みの内容を明らかにし、自学自習の学習習慣づくりの重要性和学習に対する目的意識をどうもたせるかが指導上の大きな課題であることを浮きぼりにした。また高校を卒業してからの進路や将来の職業についての希望については、学習理解度の上位と下位に差はなく、いずれも将来の職業についての見通しが暗く、今後の職業教育の課題を提起していると紹介した。

二つの報告にもとづく討論では、①「低学力」実態の現状把握、②「学力調査」の

内容と方法論、③学力と生活との関連、などについて活発な意見が出された。①については広島や大阪の各地の実例も紹介され、今回の調査と同様、大きな学力面の格差が存在することが指摘され、学校を中心とする学力保障の理論と実践の再点検・総括の必要性が強調された。また②に関して、解放教育の側では六〇年代に活発な教育白書運動が展開され、すばらしい調査と教育実践が生み出されていたが、その後十分継承されたとはいえず、調査内容や方法の改善にむけた課題が多く存在しており、社会調査の手法をとり入れた今回の調査への期待が大きいことが明らかとなった。

さらに③に関しては、「学校は被差別部落生徒の生活のしんどさに迫り切れていないのではないか」との調査結果の指摘をめぐり、学校における教育内容の民主的編成や子ども会・保護者組織との連携といったりくみの課題などが次々と指摘され、地域の教育力をどう高めるかとともに、学校の教育力をどう高める生活のしんどさに切り込んでいくのかという目的意識をもつことの

重要性が強調された。

最後に、これらの報告と討論で明らかとなった課題を八六年度の教育地域部門の各

## 歴史・理論部門

歴史・理論部門の会議のテーマは二つあった。その一つは各部会ごとの今年一年間やってきた研究活動の総括と来年度の課題の報告である。各部会とも『討議資料』に掲載したので詳細は略すが、ただ「国民融合論」が実践的に「基本法」反対など運動に対する妨害姿勢を明らかにしてきており、これが融合論なりの歴史・運動史の総括を踏まえた上で出てきているところから歴史・理論部門をはじめ、各部会の役割は重要であると考えられる。今回、研究所で編集・刊行した『史料集・明治初期被差別部落』も、部落史研究のための基礎史料となるだろうと報告された。

なお、伝承文化部会の報告が活字になっ

部会で継続して研究を進めていくことを申し合わせ、部門別会議を終了した。

（文責・前川 実）

ていないので補足として、府下を中心に従来から部落に伝わる伝承の掘りおこしをしてきており、この数年間は映像（ビデオ）として残す作業が進められているが、今後も力を入れて取り組みたいとの報告がされた。

二つめには、壬申戸籍の学術的利用という点について討論を行なった。

かつて、壬申戸籍といわれるものが就職や結婚の際の身元調べに使われ、一定の手続さえ踏めば誰でも見れたということから、明治百年にあたる一九六八年に解放運動の強い要求で回収され封印された（廃棄といわれる）。廃棄というのは物理的に焼いてしまおうということではなく、戸

籍としての役目を廃棄するというところであり、当初から将来の学術的利用の可能性・必要性は明らかだった。なぜなら明治以降の国が残した数少ない差別の証拠であり、差別をなくすためにも残しておく必要があった。

ところが、この保管には大きな場所が必要で、差別の証拠を残したくないということもあって、一部から焼却などをしようとする動きが昨年出てきて、これを何とかしようという声が出てきた。同時に、焼かないまでも一八年間湿った倉庫に放り込まれた状況で虫食いにまかせ、実際に使えないものにならないのではないかとという危惧も出てきた。また部落史や部落史以外の研究者の間からも、壬申戸籍を学術的に利用したいとの声が出てきた。これらの声を反映し、昨半夏「壬申戸籍の学術的利用を考える研究会」が発足し、学術的利用の道を開こうという動きがおこってきた。

その様な中、昨半夏『国民融合通信』に成沢栄寿氏の論文が載り、それに続き『部落』に壬申戸籍の特集が載り、多くの方々に学術的利用のことが知られる様にな

ってきた。同時に成沢氏などからは、学術的利用の動きについて大変ねじ曲げた議論もあつたため、正しい理解・共通認識を広めたいとのことで今回この討議をおこなった。

成沢氏の論文は、昨半夏からの動きをあたかも「解放同盟の策動」「解放同盟が利用している」かのようにのべ、自主的に参加している研究者にやめてしまえと言わんばかりのデマゴギー・恫喝を加える文章で、事実をねじ曲けている。

こうした論議をふまえて、整理しておくべき点がいくつもあるように思う。一つは、壬申戸籍には、差別的記載がないという声が一部研究者から出てきていること。これについては全ての壬申戸籍に部落民の肩書きが書かれていたのではないが、差別的記載が全くないわけではない。例えば、当人の身分は平民だが父が元穰多であったという記載、新平民という記載、職業や族称欄になにも記入しないという記載、あるいは部落だけ最後にまことめて書かれてある等で部落とわかる場合もある、との報告がされた。

大事なことは差別的記載の有無にかかわらず、この戸籍が過去そうであったように差別的に使おうと思えば差別的に使われる可能性があるとということだ。今後ともその可能性があり、学術的研究に名をかりてその様なことが起こる可能性がある、そのような戸籍なのだということを大前提としてふまえなければならない。

第二に、学術的利用について、見たい人には全部見せたいという意見もある。しかし今日の差別の現実の中で、なんの制限もなしに見せる訳にはいかない。一定の歯止めが必要である。また学術的利用という場合、この意義がまだまだ明確になっていないため、不安がつきまわっている。つまり、壬申戸籍を研究することで何がわかり、どの様な研究に役立ち、結局部落の完全解放という立場からどういう意味があるのかということに研究者に明らかにしてほしい。この点については、万人に納得させる見解を出していく必要があるように思われる。

第三に、学術的利用に関するいわゆる「試案」について。学術的利用をする場合

### 第二十三回(社)部落解放研究所総会資料の一部訂正とおわび

先に刊行した『部落解放研究』第四八号(八六年三月刊)のおしらせの項に一部誤植がありましたことをお詫びし、以下に正誤表を掲載いたしますので、御参照下さい。

誤

正

P 129 頁中段 22 行目

本年は、「部落解放基本法」

本年は、「部落解放基本法案」

P 130 頁上段 ①

「部落解放基本法」の策定……

「部落解放基本法案」の策定……

P 135 下段(5)の⑥

国際人権規約の具体化と完全批准、女子差別撤廃条約……

国際人権規約の具体化と完全批准、人種差別撤廃条約……

でも、一定の基準を設け、制限を加える方向で話が進んでいる。この点についてはあまり急がず、時間をかけてより適当なものとしていくことではないか。

第四に、史料保存について。ともかく、現状がとても史料保存といえる状況ではないことは共通の認識としてあるわけで、もっときっちりの場所・機関で保存させていくことが当面の急務ではないか、このことにもっと力を入れるべきという意見が多く出された。

(文責・渡辺 俊雄)

①前号(四八号)の三頁の組版が誤っていたしましたので以下の通り訂正いたします。御迷惑をおかけし申しわけありません。

そして、ことに市民的権利、市民権の取得、教育、宗教、雇用、職業及び住居の分野で、人種、皮膚の色、または種族的出身に基づく差別を防止するために、特別の努力を行うものとする、と規定する。この宣言が世界的にもたらした影響は大きかったが、すべての国家を法的に拘束する国際条約ではなかった。

一方、一九六七年九月には、ユネスコによって招集された専門家委員会によって、人種及び人種的偏見に関する報告が出されている。この方は、委員会の国際的作業の結果が反映されており、その妥当範囲において普遍的である科学的分析の基礎にたつて、人種差別主義の根源をめぐり出すことを行っている。続いてユネスコ総会は、その第一七会期において、この問題に関しての宣言を起草することを決定した。宣言は第二〇総会に提出された。この宣言は、人種差別主義のもたらす害悪の全体像を提示している。この害悪は、生物学的、社会学的、法律的、それに、文化的、政治的、経済的及び倫理的と、あらゆる方面を浸蝕し

ている。これは参考文書ではあるが、ユネスコのすべての加盟国の全会一致で採択されたことで、その道徳的権威の高い文書となっている。宣言は、すべての人間の平等及び、それ故、人類全体の一致を謳っている。そして、異なった民族はそれぞれ異なった資質及び使命を持っているが、これらは平等ではないとする理論を糾弾し、宣言は、それぞれの人及び集団が、各アイデンティティを主張し、異なって存在し、かつそのように考えられる権利を確認している。また、これらの差異を顕示する人々の間に不平等を導入しようという目的で、種族的集団、皮膚の色、または宗教における差異に基づく差別的慣行を正当化しようとするいかなる人によっても、この権利が援用されてはならない、としている。それ故、強制的同化政策を疑問視している。というのは、このような政策は、人々の特性を破壊するからである。しかし、一方で、恣意的な隔離政策も、疑問視している。というのは、このような政策は、諸国家の権利及び諸人民の権利と相容れないからである。

あらゆる形態の人種差別撤廃に関する

国際条約

(以下略)

②一〇頁上段九行目 法律の尤に↓法律の力に

③二二頁上段一九行目 有用土を↓有用さを